

【修士論文要旨】

戦国時代の分国法にみえる地域性の比較研究

— 今川・六角・大内・三好氏を事例として —

木 村 有 希*

卒業論文では戦国時代の地域における社会構造を明らかにすることを目的として、分国法を比較しながら検討した。分国法には地域性がみられ、それぞれ地域によって異なった状況にあることが把握することができた。しかし、考察することができた分国法は『今川仮名目録』と『六角氏式目』に限定した。そのため、分国法から戦国時代の政治体制や社会構造を検討するには、さらなる分国法の研究を進めていく必要があると考えた。

修士論文では、今川氏と六角氏は京より東側に位置していることに注目し、考察していく対象を京の西側に位置している戦国大名の分国法を調べることで、室町時代において政治の中心地であった京の東西によって政治体制に及んだ相違を見つけ出し社会構造をも同時に考えたい。そのことによって、京から東側にある戦国大名と西側にある戦国大名の共通点と相違点を比較していくことによって明確にする。

さらに、『大内氏掟書』を追加する分国法とし、大内氏について『中世法制史料集』には「大内氏掟書は、周防に興って、室町・戦国時代に山陽・山陰・西海三道にまたがる強大な守護分国を築き上げた大内氏の法令集である。」と説明されていることから、京より西側において有力な戦国大名であった。

以上のことから京より西側の大名における大内氏の分国法を解明することが重要である。しかし、より地域性を明らかにするための比較検討を行なうにはまだ不十分である。そのため、『中世法制史料集』において「新加制式が阿波三好氏の法度である」と記されているように、京より西側に位置し、大内氏より京に近い三好氏が制定した分国法である。また、有光友学氏が「播磨・丹波・淡路・讃岐・阿波・伊予といった畿内周辺から四国にかけて広大な領国を形成し、一族などの三好三人衆（三好長逸・同正康・石成友道）と右筆であった松永久秀らに支えられて戦国大名化していった。近年、その地理的位置と経済基盤から環大阪湾政権と呼ばれたりしている。」と指摘されているように、三好氏は広域における領国支配を行っていた。このことから、新加制式の効力の範囲について考察する。

*中部大学大学院 国際人間学研究科歴史学・地理学専攻

大内氏の『大内氏掟書』と三好氏の『新加制式』を分析して、さらに最終的には今川氏の『今川仮名目録』六角氏の『六角氏式目』を加えて四つの分国法の比較検討し、戦国時代の分国法における地域的特性を明らかにする。それから戦国時代における分国法は四つだけでなく、伊達氏の『塵芥集』、結城氏の『結城氏新法度』、武田氏の『甲州法度之次第』、相良氏における『相良氏法度』も存在している。分国法の研究として対象としたのは今川氏の『今川仮名目録』と六角氏の『六角氏式目』、三好氏の『新加制式』、大内氏の『大内氏掟書』である。それは、六角氏と三好氏はその他の分国法と比較して政治の中心地である京に近く、京を挟んで東西に位置しており、隣接した領主である。今川氏と大内氏は京より離れた位置に存在しており、今川氏は東国地域、大内氏は西国地域に存在している。このことから地域的特性を考察する。

戦国時代の城下町の研究は城下町の社会構造を明らかにするために重要である。このことから分国法において領国の状況を把握しながら、城下町について分析して、領国統治を広域的に捉えたうえで、中心に位置する城下町を考察する。また、分国法を歴史学の視点だけでなく歴史地理学と法制史の視点を取り入れながら考察する。すなわち歴史学の視点で分析を進めながら、歴史学では捉えることの難しい地域的特性を歴史地理学の視点で明らかにする。そして、日本における法の歴史である法制史を踏まえたうえで分国法の位置づけを行なう。以上のことから、戦国時代の分国法を歴史学、歴史地理学、法制史の三つの視点から分析する。

分国法について勝俣鎮夫氏は「ところで、戦国大名は周知のごとく、過渡的権力として、その性格は流動的であり、また地域的権力として、その政治的社会的条件の差異によって多様性をしめし、戦国法もそれに応じて、時代的偏差・地域的条件により多様性・流動性を特徴とする。」と指摘される。戦国大名における法は個別で制定されており、地域的に異なった内容の存在であることを明らかにされている。また「中世後期においても、幕府・守護・荘園領主・地頭などが、それぞれ裁判権を行使しているが、これらをかりに『公的』な場として、一つのものともみなしたとしても、当時の人々にあらゆる日常的に生起する紛争が訴訟という形をとって委ねられ、その裁定によって紛争が解決されるべきものと認識されていたのではない。後述する極めて強い自力救済観念の支配する中世社会において、法廷への訴訟は、現実には紛争解決手段の一手段として存在したにすぎず、権利闘争の手段として、私闘・私戦など、多様な紛争解決手段が社会的に容認されていたのである。」と説明されているように、中世後期においては紛争解決を公権力に頼るのではなく、自力救済観念に基づいて独自に行われていた。さらに勝俣鎮夫氏は「ところで、中世後期の社会の現実の場における紛争解決の最も一般的なパターンは、紛争当事者双方が中人（仲人）と呼ばれる第三者にその解決を委ね、その調停によって和解する『中人制』であった。」と分析されている。分国法制定の前提において中世後期の社会では独自の紛争解決方法を確立していたといえる。

小和田哲男氏は「たしかに、全国法としての『建武式目』および『建武以来追加』とは別に、自分の分国にだけ通用する分国法を制定し、幕府から独立した形を取り、実際、守護大名段階のときには跡目を誰に譲るか、将軍の許可を必要としていたのに、戦国大名はいちいち将軍に

うかがいをたてるといったことはしていない。」とあるように守護大名という室町幕府の政権で政治を行う存在から戦国大名という室町幕府の政権から独立した形で政治をする存在に変わることになったと論じられている。

布施弥平治氏は「室町幕府法は、その適用範囲が山城周辺地帯に限定され、あるいはその内容も農民支配の要素を欠くという形で、国家法としての実効性を次第にうしない、それに対応して、諸国の守護または大名が、いわゆる基本法としての戦国家法でないとしても、領国にたいする独自の『国法』または『法度』を交付するという転換が、それぞれの領国で進行する。」と述べられているように、室町幕府の衰退に伴って、諸国の守護、大名によって独自の統治を進めるために分国法は制定されたと分析できる。また、杉山博氏は「これら分国法の内容は、それぞれの分国により異なっているが、反面、共通点も多くある。たとえば知行地の永代売買の禁止、家臣の婚姻、養子縁組、相続など身分法上の諸問題についての領主の許可規定・刑法の苛酷化・軍法的性格・他領との交通・通信の制限あるいは禁止についてあげることができよう。」と指摘されている。そして杉山晴康氏は、「これら分国法は、それぞれの制定の時代によっても差がみられるし、何といっても、諸国が独立した存在であり、封鎖性をもっているため、その内容は個別性をもっている。しかし、戦国時代という共通の条件の下に於ける法であるから、共通点も多く見ることができる。」と述べられているように、分国法には地域独自の内容だけでなく共通した内容も存在している。

井上光貞等は「戦国大名法のこのような側面は、年貢収納・山野境相論・用水相論などの農民・土地問題の他、借錢・借米・質取・市場など債権債務関係や取引の秩序維持をめぐる諸規定、さらには山賊・海賊・犯科人などの刑事問題など、社会生活に欠かすことのできない規定を含んでいる。」とあり、分国法によって戦国大名の地位の安定をはかり、社会秩序を守る意図があった。

中部よし子氏は「戦国大名の法令は各分野にわたるが、その最大の目的は権力の維持強化と治安維持にあった。ことにその城下は支配の根拠地なので、特に治安維持に重点が置かれた。」と分析している。このように、戦国大名は、権力強化と治安維持を法令の目的とした。また、城下においては治安維持に関する法令を重要な条項として位置付けていたと考察できる。

分国法の形態は、杉山晴康氏は「封建領主たちは、その領国支配のため法典などを制定したのであるが、これらの法典などを国法あるいは分国法と称している。これら分国法は、概して法典の形態をとっているが、周防の大内氏掟書のごとく永享10（1438）年ごろからの単行法令を集めた法令集的なものもある。文体も駿河の今川仮名目録ごとく和文体のもの、あるいは、近江の六角氏のごとく漢文体のものなどさまざまである。」と述べられ、分国法には法典と法令集の形態をしているものがあり、今川仮名目録と六角氏式目では文体が異なっていることが分かる。

分類としては、斎川眞氏は「分国法は領国統治を目的とするので、家臣団規制、土地・農民支配、経済政策の3つが集約されたものとしてあらわれる。」と指摘している。また、勝俣鎮

夫氏は「戦国法を法の規制対象の面より大別すれば、(1) 主人の家中成敗権を軸とし、『家中』を規制対象とする『家中法』、(2) 領国の被支配者を規制対象とする『国法』の二要素に分類する。もちろん、この(1)・(2)は実際には相互に関連して存在するのであって、特に戦国家法と称される戦国大名の基本法には両者が明確に区分されることなく混在し、それが一つの特徴となっているのであるが、すくなくとも戦国法の形成を系譜的に見る場合、両者を弁別することが必要であると思われる。」と指摘されているように、分国法において家中法と国法に分類できる。

戦国時代の京の近辺における分国法の内容において関所、渡船・船、市・商業についての項目はほとんどなく、京より離れた地域を支配していた大内氏掟書においては船、市・商業に関する項目があり交易の行われていた地域といえる。今川氏と大内氏の領国は海に面しているため、渡船、船の規定を分国法に加えていると分析できる。それから、京から距離の離れていない六角氏、三好氏の分国法における項目には交通、商業に対する規定はない。一方で京から距離のある今川氏、大内氏において交通、商業についての規定を含んだ内容になっている。このことから京という室町幕府の置かれた政治の中心地の近辺では、内容は刑法に限られている傾向である。しかし、京から離れた地域では、内容も刑法だけでなく、交通、商業などの規定も把握できる。室町幕府の影響力の強い地域では、独自に安定した領国支配を行なうことは難しく、その結果として、刑法に限られている。一方で室町幕府の影響力の弱い地域では長期的に独自の政治を行えるため、領主自らを中心として交通、商業などの法を整備できた。分国法は一時的でも安定的な支配体制を確立できる状況において成立する。このことから、同時に城下町が整備されている。また幕府法による統治は京近辺にある六角氏、三好氏に制限を与えていた。京から離れた位置に存在する今川氏、大内氏の分国法には独自の領国法を比較的多く制定されている。

そして、分国法には室町幕府に近い六角氏と三好氏は、絶えず將軍家を意識しながら政治を行なうことになる。このことから、領国拡大、独自の領国支配を実行しようとしても、室町幕府の干渉を受け、幕府法である建武式目から逸脱した法令を制定することは難しい。一方で今川氏と大内氏は、幕府のある京から離れているため、干渉を受けづらい。領国拡大と独自の領国支配を行ない易い状況にあったといえる。以上のことから、六角氏と三好氏は、家中法を重点的に作成され、今川氏と大内氏は家中法と領国法を同時に制定できたと分析できる。

藤岡謙二郎等は「初期城下町や、宗教都市では特別の存在であった寺内町には、農村地域の豪族屋敷に共通して、封建的な政治体制が表現されている。支配者としての領主・寺院が都市の核をなす。」と指摘されている。領主は城館を建築し、政治を行なう手段として城下町整備、分国法を制定した。城下町と分国法は領主により形作られたものであり共通性を持っている。城下町は空間を整えることであり、分国法は領民を統制することにある。どちらが欠けても領国経営は滞り、衰退もしくは混乱することになる。その他にも個別に法令を制定している。しかし、予め規定されている分国法から逸脱することは難しい。今川氏と六角氏、三好氏は法典

であり基礎的な法の位置づけであり、大内氏は法令集であるため総合的な法である。このことから分国法では限定的な範囲での地域性の把握ということになる。分国法は基礎となる法として存在し、法典においては家臣と領民全体を対象にしているため、領国内での個別の地域における詳細な対応方法は明記されていない。しかし、領国内に存在する政治的特性、地域的特性を端的に捉えられている。

戦国時代において領国統治は隣国との勢力関係により大きな影響を受ける。また領国内においても領民との関係においても同様である。優れた城下町整備、分国法を制定したとしても領主による領国統治の能力が一度失われれば、隣国は領国拡大のため侵入し戦乱となる。領国内でも内乱によって領国内は混乱する。その状況では城下町と分国法は正常に機能しない。領主により保障されている時期においてのみ効力を発揮していた。それは、戦国時代において室町幕府の衰退するなかで、領国内において平和を模索した証拠である。今川仮名目録、六角氏式目、大内氏掟書、新加制式のいずれの分国法も戦乱によって効力を失う結果になった。城下町は後の領主により存続したものや衰退する場合など政治的な空間の利用方法によって判断された。